

ゴールドマン・サックス 地域協働型子ども包括支援基金 F A Q

2021年5月20日作成

当事務局に寄せられたお問い合わせなどを元に、ご質問の多い点や補足説明が必要な点についていかに Q&A でまとめましたので、ご参照ください。

■ 応募資格について

Q. ビジョン、ミッションは同じ方向性ですが、任意団体は対象にならないのでしょうか？

A. 助成の対象は NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、公益法人などの非営利組織を対象とします。申請時点での任意団体は対象外となります。

Q. どのような団体がプログラムの対象になりますか？ A と B で違いがあれば教えてください。

A. 団体の活動実績において下記の違いがあります。

タイプ A の場合、子ども支援分野での活動実績が 3 年以上あり、対象とする地域での活動実績が 1 年以上ある団体を対象とします。

タイプ B の場合、子ども支援分野での活動実績が 1 年以上あり、対象とする地域での活動実績が 1 年以上ある団体を対象とします。

Q. 子ども支援（子ども食堂や子どもの居場所づくり）の非営利の一般社団法人を今年 4 月に立ち上げました。法人としての活動実績が 1 年以上ない場合は、申し込む資格はないとの理解でよろしいでしょうか。

A. 申請時点で NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、公益法人などの法人格を所有する非営利組織を対象とします。ただし、法人としての活動実績が 1 年に満たない場合でも、それより以前から任意団体として活動していたということであれば、その実績も審査時に考慮する予定ですので、任意団体としての活動実績がある場合は、活動実績を証明できる資料を申請時に添付して下さい。

Q. 過去の実績について、個人事業での実績もカウントされますでしょうか。

A. 任意団体としての活動実績も審査時に考慮する予定ですので、任意団体としての活動実績がある場合は、活動実績を証明できる資料を申請時に添付して下さい。

Q. 支援対象ですが、「子どもの居場所事業」で町会会館を貸し出している地域の町会です。支援の対象とならないでしょうか？

A. 申請時点で NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、公益法人などの法人格を所有する非営利組織を対象とします。申請時時点で、任意団体の場合は対象外となります。

Q. 現在、任意団体として活動中ですが NPO 法人化に向けて動いている最中です。この場合は対象にはならないでしょうか？

A. 申請時点で NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、公益法人などの法人格を所有する非営利組織を対象とします。申請時時点で任意団体というのは対象外となります。

■ 基金の支援内容について

Q. 資金以外のサポートも予定されていますが、どのような内容なのか知りたいです。

A. 団体の要望に応じて内容を決める予定です。例えば、組織の学びを深めるためのリフレクション、困難度の高い子どもへのケース対応を勉強する会等、要望に応じてテーマ設定と講師を Learning for All で用意する予定です。

Q. 助成終了後も持続的に運営していくための財務基盤を整えるのがハードルが高そうに思うのですが、資金調達方法についても支援期間にアドバイスをいただけるのでしょうか？

A. 団体の要望に応じて支援する予定です。

Q. プログラム A・B において、どのような活動がそれぞれ A、B に分類されることを想定されていますか？

A. 応募要項の基金の支援対象をご確認ください。

Q. 助成タイプ A で採択された場合（複数年助成）、2 年目以降も継続的に助成を受けれるのでしょうか？

A. 自動的に 2 年目以降も助成ということではなく、継続審査を毎年行います。その際には、次年度の計画だけでなく、前年度の事業計画・資金計画に対する進捗状況や同意書で交わした約束事を守っているかといった点を含め、継続審査を行うこととなります。

Q. 企業や自治体などのネットワーク作りについてのノウハウがない場合、サポートはしてもらえるのか？

A. 団体の要望に応じて支援する予定です。

■ 対象となる事業について

Q. 金額と規模の考え方（支援児童数）はあるのでしょうか？教えてください。

A. 支援する子どもの数などの規模に応じて助成金額が増減するとは一概には言えませんが、審査時に考慮する場合があります。

Q. 子どもの絶対数が少ない田舎であることは、選考に影響しますでしょうか？

A. 直接的に影響はしないが、子どもの数に対する事業費は審査時に考慮する場合があります。

Q. 選考基準のうち「先駆性」はどのようなものを想定されているのでしょうか？

A. 地域特性に即して、創意工夫がなされている地域協働型子ども包括支援になっているかどうか審査時に考慮します。

Q. 支援対象者から利用料を取る事業も対象になるか？

A. 基本は無償事業を想定していますが、利用料を取る事業を対象とすることは可能です。

Q. 助成タイプ A の申請を検討していますが、既存の支援活動において、対象者を広げる事業については、助成対象となりますか？

A. 応募要項「4.基金の支援対象」に記載しております通り、既存の事業運営費への補填は対象外となります。ただし、本助成金は「地域協働型子ども包括支援」の実現を目指しており、既存事業がそれに資する事業に変革・改善される申請内容でしたら応募可能となります。個別具体的なケースで判断が分かれるところもあると思いますので、迷われる場合には、個別にお問い合わせください。

■ 助成金の使途について

Q. 子どもを送迎する際に、タクシーの利用は可能でしょうか。既存の助成金は「公共交通料金」に限られるものが多く、公共交通網がない場所に子どもがくることができない課題を抱えています。

A. 助成金の使途として子ども送迎時の費用は対象になります。公共交通料金に限定していません。

Q. 応募要綱の対象費目の中に地代・家賃の費目が無かったのですが、新規事業として地域コミュニティスペースの開設等を図る場合の地代家賃というのは助成対象となりますか？

A. 恒常的な事務所家賃などは対象外となりますが、新規事業立ち上げとして必要な費用という位置づけであれば、計上して頂いて構いません。

Q. 助成タイプ A の複数年助成で 1 年目で使いきれなかった助成金は翌年に繰り越すことは可能でしょうか？

A. 助成金を翌年に繰り越すことはできません。

■ 応募について

Q. 1 つの団体から、プログラム A とプログラム B の両方の申請は可能でしょうか？

A. 申請時に助成タイプ A と助成タイプ B のどちらかを選択頂きます。両方に申請頂くことはできません。

Q. 申請する時の金額の下限はありますか？

A. 下限金額は設けていません。